

「電気設備工事監理指針(平成25年版)」正誤表 (1刷対象)

ページ	箇 所	誤	正																								
21	第1編1.1.3	③工事計画届出 (受電電圧10kV未満の需要設備は不要) (最大電力1000kW以上又は受電電圧10kV以上のもの)	③工事計画届出 (受電電圧10kV以上の需要設備)																								
96	第1編 2.9.2(c)(2)	貫通口の上下方向の位置は、図2.9.2による。	貫通口の上下方向の位置は梁せい中心付近とし、貫通口下端から梁下端までのD/3(Dは梁せい)以内には、貫通口を設けてはならない(図2.9.2)。																								
	第1編 2.9.2(c)(2) 図2.9.2	(イ)梁貫通の大きさ及び位置(単位mm)	図2.9.2 梁貫通の大きさ及び位置																								
	第1編 2.9.2(c)(2) 図2.9.2	(ロ)梁貫通の位置	図2.9.3 梁貫通の位置																								
155	第2編 1.4.4(a)	「標仕」1.4.4(a)に記載の蛍光ランプと適合する規格を、表1.4.3に示す。	「標仕」1.4.4(a)に記載の蛍光ランプ(コンパクト形のFHT形は除く)と適合する規格を、表1.4.3に示す。																								
	第2編 2.10.1.2(2) 図2.10.1	3.0m以下	1.5m以下																								
379	第2編 2.11.6(a)	(a) 変圧器等の接地線は、コンクリート柱では建柱前に挿入しておく。 (b) 避雷器用接地は単独とし、接地線は電柱に沿って引下げる。また、地下0.75mから地表上2.5mまでの部分を硬質ビニル管(VE)等で保護する。	避雷器用接地は単独とし、接地線は電柱に沿って引下げる。また、地下0.75mから地表上2.5mまでの部分を硬質ビニル管(VE)等で保護する。																								
502	第3編2.1.1(a)(1) 図2.1.1内	☆「工事計画届出書」が必要なもの <table border="1"> <tr> <th>受電電圧</th> <th>新設</th> <th>変更 (遮断器等)</th> </tr> <tr> <td>6kV</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>22/33kV</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>66/77kV</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>注1. 受電電圧1万Vを超える需要設備は工事 計画届出書の提出が義務付けられている。 2. 遮断器等については受電用遮断器及び 容量100 000kVA以上の機器をいふ。</p>	受電電圧	新設	変更 (遮断器等)	6kV	-	-	22/33kV	○	○	66/77kV	○	○	☆「工事計画届出書」が必要なもの <table border="1"> <tr> <th>受電電圧</th> <th>新設</th> <th>変更 (遮断器等)</th> </tr> <tr> <td>6kV</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>22/33kV</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>66/77kV</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>注1. 受電電圧10kV以上の需要設備は工事 計画届出書の提出が義務付けられている。 2. 遮断器等については、第1編1.1.3表1.1.1 最後部注3.を参照</p>	受電電圧	新設	変更 (遮断器等)	6kV	-	-	22/33kV	○	○	66/77kV	○	○
受電電圧	新設	変更 (遮断器等)																									
6kV	-	-																									
22/33kV	○	○																									
66/77kV	○	○																									
受電電圧	新設	変更 (遮断器等)																									
6kV	-	-																									
22/33kV	○	○																									
66/77kV	○	○																									

ページ	箇所	誤	正																																																																																							
508	第3編2.1.2(c)	機器、導体等の据付け	接続部の締付確認																																																																																							
630	第5編1.7.4 「JEAC 9701」の抜粋	<p style="text-align: center;">JEAC 9701:10「系統連系規程」の抜粋</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">表2-2-5 保護リレー一覧</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">発電設備の種類</th> <th colspan="2">交流発電機</th> <th colspan="2">逆変換装置</th> </tr> <tr> <th>同期発電機</th> <th>誘導発電機 二次励磁発電機</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆潮流の有無 保護対象など</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td>有り</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>発電設備故障時の系統保護</td> <td colspan="4">OVR<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>系統の短絡事故時の保護</td> <td colspan="4">UVR<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>高低圧混触時の保護</td> <td>DSR<sup>*2</sup></td> <td colspan="3">UVR<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>単独運転の防止<sup>*8</sup></td> <td>UPR<sup>*4</sup> UFR RPR<sup>*5</sup></td> <td>OFR UFR 単独運転</td> <td>RPR UFR 逆充電</td> <td>検出機能<sup>*6</sup> 検出機能<sup>*7</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注※1 発電自体の保護装置で検出保護できる場合は省略可      ※2 UVR又は発電設備保護用の過電流リレーで検出保護できる場合は省略可      ※3 発電設備故障時の系統保護用のUVRと兼用可      ※4 発電設備の出力が構内負荷より常に小さく、混触時の保護用に設置した単独運転検出機能及びRPRにより検出保護できる場合は省略可      ※5 混触時の保護用に設置した単独運転検出機能により検出保護できる場合は省略可      ※6 受動的方式及び能動的方式それ一方式以上      ※7 受動的方式及び能動的方式それぞれ一方式以上を含む単独運転検出機能により代用可      ※8 逆潮流の無い逆変換装置を用いた発電設備の連系で、その出力が契約電力に比べ極めて小さい場合又は、系統電圧へ影響を与えることが無い場合、逆潮流有りの場合の単独運転防止に係る保護装置群を設置することで代用可</p>	表2-2-5 保護リレー一覧					発電設備の種類	交流発電機		逆変換装置		同期発電機	誘導発電機 二次励磁発電機			逆潮流の有無 保護対象など	無し	無し	有り	無し	発電設備故障時の系統保護	OVR <sup>*1</sup>				系統の短絡事故時の保護	UVR <sup>*1</sup>				高低圧混触時の保護	DSR <sup>*2</sup>	UVR <sup>*3</sup>			単独運転の防止 <sup>*8</sup>	UPR <sup>*4</sup> UFR RPR <sup>*5</sup>	OFR UFR 単独運転	RPR UFR 逆充電	検出機能 <sup>*6</sup> 検出機能 <sup>*7</sup>	<p style="color: red;">全面差替</p> <p style="text-align: center;">JEAC 9701:12「系統連系規程」の抜粋</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発電設備等の種類</th> <th colspan="2">交流発電設備</th> <th colspan="2">逆変換装置</th> </tr> <tr> <th>同期発電機</th> <th>誘導発電機 二次励磁発電機</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆潮流の有無<sup>*10</sup> 保護対象など</td> <td>有り</td> <td>無し</td> <td>有り</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>発電設備等故障時の系統保護</td> <td colspan="4">OVR<sup>*1</sup>, UVR<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>系統側短絡事故時の保護</td> <td>DSR</td> <td colspan="3">UVR<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>系統側地絡事故時の保護</td> <td colspan="5">OVGR<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>単独運転の防<sup>*10</sup>止</td> <td>OFR<sup>*4</sup> UFR RPR<sup>*6</sup></td> <td>○ ○ —</td> <td>○ ○ —</td> <td>○ ○ —</td> <td>○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>転送遮断装置又は単独運転検出機能<sup>*7</sup></td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○<sup>*8</sup> —</td> <td>—</td> <td>○ —</td> </tr> <tr> <td>再閉路時の事故防止</td> <td colspan="5">線路無電圧確認装置<sup>*9</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ○ : 設置が必要、- : 設置が不要      ※ 1 : 発電設備等自体の保護装置で検出保護できる場合は省略可。      ※ 2 : 発電設備等故障時の系統保護用のUVRと兼用可。      ※ 3 : 発電設備等用OVGRで検出保護できる場合は省略可。      •構内低圧線に連系する逆変換装置を用いた発電設備等で、発電設備等の出力容量が受電電力の容量に比べ極めて小さく単独運転検出機能などにより高速に停止又は解列できる場合は省略可。      ※ 4 : 専用線連系の場合は省略可。      ※ 5 : 専用線連系であって、RPRで高速に検出保護できる場合は省略可。      ※ 6 : 構内低圧線に連系する逆変換装置を用いた発電設備等で、発電設備等の出力容量が受電電力の容量に比べ極めて小さく単独運転検出機能(受動的方式及び能動的方式をそれぞれ1方式以上)により高速に停止又は解列できる場合は省略可。      ※ 7 : 能動的方式1方式を含む。      ※ 8 : 誘導発電機を用いた風力発電設備でOFR及びUFRで確実に検出・保護できる場合は省略可。      ※ 9 : 省略要件は、9. 線路無電圧確認装置の設置 (2)線路無電圧確認装置を省略する場合 a.表2-3-6を参照。      ※10 : 逆潮流無しの保護リレーは、逆潮流有りの保護リレーにより代用可。</p>	発電設備等の種類	交流発電設備		逆変換装置		同期発電機	誘導発電機 二次励磁発電機			逆潮流の有無 <sup>*10</sup> 保護対象など	有り	無し	有り	無し	発電設備等故障時の系統保護	OVR <sup>*1</sup> , UVR <sup>*1</sup>				系統側短絡事故時の保護	DSR	UVR <sup>*2</sup>			系統側地絡事故時の保護	OVGR <sup>*3</sup>					単独運転の防 <sup>*10</sup> 止	OFR <sup>*4</sup> UFR RPR <sup>*6</sup>	○ ○ —	○ ○ —	○ ○ —	○ ○ ○	転送遮断装置又は単独運転検出機能 <sup>*7</sup>	○	—	○ <sup>*8</sup> —	—	○ —	再閉路時の事故防止	線路無電圧確認装置 <sup>*9</sup>				
表2-2-5 保護リレー一覧																																																																																										
発電設備の種類	交流発電機		逆変換装置																																																																																							
	同期発電機	誘導発電機 二次励磁発電機																																																																																								
逆潮流の有無 保護対象など	無し	無し	有り	無し																																																																																						
発電設備故障時の系統保護	OVR <sup>*1</sup>																																																																																									
系統の短絡事故時の保護	UVR <sup>*1</sup>																																																																																									
高低圧混触時の保護	DSR <sup>*2</sup>	UVR <sup>*3</sup>																																																																																								
単独運転の防止 <sup>*8</sup>	UPR <sup>*4</sup> UFR RPR <sup>*5</sup>	OFR UFR 単独運転	RPR UFR 逆充電	検出機能 <sup>*6</sup> 検出機能 <sup>*7</sup>																																																																																						
発電設備等の種類	交流発電設備		逆変換装置																																																																																							
	同期発電機	誘導発電機 二次励磁発電機																																																																																								
逆潮流の有無 <sup>*10</sup> 保護対象など	有り	無し	有り	無し																																																																																						
発電設備等故障時の系統保護	OVR <sup>*1</sup> , UVR <sup>*1</sup>																																																																																									
系統側短絡事故時の保護	DSR	UVR <sup>*2</sup>																																																																																								
系統側地絡事故時の保護	OVGR <sup>*3</sup>																																																																																									
単独運転の防 <sup>*10</sup> 止	OFR <sup>*4</sup> UFR RPR <sup>*6</sup>	○ ○ —	○ ○ —	○ ○ —	○ ○ ○																																																																																					
転送遮断装置又は単独運転検出機能 <sup>*7</sup>	○	—	○ <sup>*8</sup> —	—	○ —																																																																																					
再閉路時の事故防止	線路無電圧確認装置 <sup>*9</sup>																																																																																									
708	第6編1.1.1(23)(ハ) JCS 5505:12「環境配慮形光ファイバーケーブル」の抜粋の枠外下部に追加		(注) 「標仕」で規定しているものは、「環境配慮形耐燃性光ファイバーケーブル(ECO-OP/F)である。																																																																																							
759	第6編1.6.5(b)(イ)4行目 及び表1.6.9の表題	JT-729:06	JT-G729:06																																																																																							
777	第6編1.8.4(d)表1.8.8の 名称欄WXGA及び WUXGAで、「標仕」に による区分欄	A形 C形	— —																																																																																							

ページ	箇 所	誤	正
797	第6編1.11.1(b)(2)(ハ)図 1.11.2 CS右旋円偏波 のチャンネル及び凡例	2、 <b>1</b> 、6、8、10、… CS右旋円偏波 : スカバー！ <b>e2</b>	2、 <b>4</b> 、6、8、10、… CS右旋円偏波 : スカバー！
803	第6編1.12.2(b)	一般的に、VHF周波数帯(90～222MHz)、UHF周波数帯470～770MHz)、VHF/UHF周波数帯を使用する伝送シ ステムが使用されている。	一般的に、UHF周波数帯470～770MHz)を使用する伝送システムが使用されている。
861	第6編2.13.1(b)(3)表 2.13.3「配線部材の性 能」の配線規格	TIA-568-C:09 TIA-568-B:01	TIA-568-C:09 <sup>(1)</sup> TIA-568-B:01 <sup>(2)</sup>
881	第6編2.19.1(a)(3)	受信可能な電界強度は、UHFデジタルで <b>47</b> dB $\mu$ V/m以上である。	受信可能な電界強度は、UHFデジタルで <b>60</b> dB $\mu$ V/m以上である。
1083	資料9 9.2(2)	$R=\sqrt{(60-\theta)/30}$ =0.82	$R=\sqrt{(60-\theta)/30}$ =0.82